民法(債権関係)の改正の必要性と留意点 (第1回・第2回会議における意見の概要)

注: O 第1回会議における発言

◇ 第2回会議における発言

1 民法(債権関係)の改正の必要性について (分かりやすい民法)

- 国民にとって分かりやすい民法にするというのは,非常に重要な視点であ
- 判例を十分に理解している人間でなければ民法が使えないというのは問題 であり、判例法理等を明文化して、国民にとって民法を分かりやすいものとす る必要があるのではないか。
- 消費者相談においても民法は重要であるが, 法律の専門家でない相談員にと って、条文に書かれていない判例法理などで実務運用がされている現状は大変 分かりにくいので、そのような現状を改め、分かりやすい民法にする必要があ るのではないか。
- 現在の民法の運用状況は、一般の市民にとって分かりにくいだけでなく、例 えば、隣接する他の法分野の研究者のような法律専門家にとっても、決して見 通しの良いものではない。国民一般の中でも相当に幅広い層から、分かりやす く改めることを求められる状況にあるのではないか。
- 明治期に急いで作ったという事情もあって日本民法は簡素で条文数も少な く,これに判例・実務が諸々のルールを付け加えることにより運用されている。 現在の実務家はそれに不自由を感じないかも知れないが、これからの世代の人 々にとって学びやすい民法、分かりやすい民法という視点も必要ではないか。 また、判例等のルールを明文化することには、外国から見たときの日本法が分 かりやすくなるという利点もあるのではないか。
- ◇ 日本民法の条文数が少ない背景には、明治期に急いで作ったという事情のほ か、旧民法で定義規定や分類規定が多かったことに対する批判を受けて意図的 にそうしたという面があることや、各種の具体的制度が十分に整備されていな い段階で作られたという事情もあったことに、留意する必要がある。
- これから法律を学ぶ学生や、日本法を参照しようとする外国人に対して、日 本法では条文と実際の運用が違っていると説明せざるを得ない状態を、いつま でも放置してよいのか。
- 判例法理の明文化だけでなく、弁済により債務が消滅することなど、法律家 は当然のこととして理解しているが条文には書かれていないルールを明文化 していくことも、重要ではないか。また、分かりやすさを追求すれば、民法の

条文の書き方が変わってくる可能性もあるので、そういう視点で債権法の規定 全体を見直してみる必要があるのではないか。

- ◇ 一般的なプリンシプルが規定されていても具体的な場面での適用関係が明らかでないものは、できる限り場面ごとに規定内容を具体化すべきではないか。また、一般的なプリンシプルだけでなく基準や指針まで規定しておかなければ、実際には使いにくいものもあるのではないか。
- ◇ 民法の条文数が少ないか多いかは議論があり得るとしても、実際に判例付き 六法が広く利用されていることは、現在の条文だけでは民法を使いこなせない ことをよく表しているのではないか。
- ◇ 常に明確化への力学が働きがちであるが、明確化が強調されると規定が詳細になり、その代償として、全体のボリュームが大きくなることによる分かりにくさや、頻繁な改正を伴うことによる分かりにくさが生じる可能性があることに留意する必要があるのではないか。

(条文の在り方)

- 民法の条文の在り方として、短く凝縮された文言を柔軟に解釈する俳句のようなモデルと、様々な論点について詳細な規定を設ける散文ないし説明文のようなモデルがあり得るが、例えば、詐害行為取消権は、現在の少ない条文でも機能している。詳細な規定を設けることによって、本当に分かりやすい民法になるのか、適切な運用に資するのか、疑問があるのではないか。
- 抽象的な内容の条文が一面的に良いとすると、信義則の規定のみで足りることにもなる。予測可能性を高めるという点からは、ある程度は規定を増やして、 内容が分かるようにした方が良いのではないか。
- 現在のルールを固定化することには今後の解釈の発展を阻害する面もある ため、これからの判例や議論の展開に配慮しつつ、現時点でどこまで条文化す べきなのかという点について、基本的な考え方の一貫性にも留意しつつ、個別 の問題に応じて検討をしていくのがよいのではないか。
- ◇ 日本語を勉強するのであれば新しい民法典を読めと言われるような、分かり やすい、きれいな日本語で、条文をまとめるように留意すべきではないか。

(社会・経済の変化への対応)

- 企業にとって、取引の一層の円滑化や予見可能性の向上に資するような改正 が必要なのではないか。
- 市場金利と乖離した法定利率により、現実の経済活動への弊害も生じている。このように明らかに改正が必要な規定が取り残されることがないよう、全般的な見直しを行う必要があるのではないか。
- 例えば、売買の領域で現行民法が想定しているのは、不動産等の特定物の売買であるが、今日では工業製品等の種類物の売買の重要性が高まっており、それを典型とした売買の規定の在り方を検討する必要がある。民法は、一定の社

会を想定しながら、それに妥当するルールを設定したものであるから、現代の 社会状況に適合するように見直しを行う必要があるのではないか。

- 早急な法改正の必要性に迫られている場合には、様々な制約の中で議論をせざるを得なくなるので、そういった制約のない機会に、ある程度の時間をかけて、社会の変化への対応や分かりやすさを目標として議論をすることが必要なのではないか。
- 商法(商行為法)の規定の一部には、実務的に不合理な内容のものが存在しているが、民法にも同様の問題がある可能性がある。民法(債権関係)における個々の任意規定がデフォルトルールとしての合理性を有するかどうかを検討していくことは、実務的な観点からも重要なことではないか。

(全体を見直す必要性)

- 今回の民法(債権関係)の見直しに対しては、緊急に解決すべきどのような 課題があるのか、なぜ問題のある条文の個別的な見直しではなく全面的な改正 を行おうとしているのか、全体としてどのような理念に基づいて改正しようと しているのかという疑問があるのではないか。
- 例えば、消費者契約法の不実告知の規定を民法の一般規定とするかどうかは、重要な検討課題であるが、その改正をする場合には、関連する意思表示の規定を一緒に見直して、全体として整合的で、使いやすいものとなるように配慮する必要がある。このように、民法を改正する際には、個別規定の改正の必要性の議論だけにとらわれず、広く全体を見渡して検討を行う必要性があるのではないか。
- 特定物売買における危険負担の規定(民法第534条)が不合理であることには異論が無いが、この規定を改正するときは、解除等の債務不履行に関する様々な制度に影響することから、整合性を取るために全体的な構造の見直しをする必要がある。個別的に改正の必要性があるところから議論を始める必要があるが、その結果、全体的な見直しにつながっていくことは不可避なのではないか。
- これまでの緊急性のある立法課題では、周辺にある問題点は対象とせず中心 部分のみに限定して議論をしてきたが、それでは緊急の必要性が無い論点は、 いつ改正を検討するのか。民法制定から100年あまりを経た現時点で、これ からの50年、100年のためのメンテナンスとして、全体的な見直しを行う 必要があるのではないか。

(改正の理念)

◇ 民法(債権関係)の見直しに当たって、改正の方向性や理念を全く議論しないまま個別の改正事項の議論を開始するのでは、「海図なき航海」になるのではないか。例えば、個人財産の静的な安全と取引の動的な安全との調整につい

- て、どのような考え方を共有して検討を進めていくのか、国民に対して発信していくべきではないか。
- ◇ 例えば、目的規定を設けるとした場合にそれに盛り込むべき内容を検討することにより、改正案の検討に当たっての指導理念についての議論を深めることは、有益なのではないか。
- 全体についての改正の理念が重要であることは否定しないが、それを現時点で抽象的に議論するよりも、個別論点の議論の際に、その背後にある改正の理念が問題となる場面において議論するのが有益なのではないか。また、個別論点についての議論の積み重ねの中から、全体を一貫する改正の理念が導かれる可能性もあるのではないか。
- 改正の理念が何であるかを現段階で抽象的に議論しても、一致点を見出すことは困難である。民法における人間像の在り方とか、合意の尊重といった理念を現段階で議論しても、前に進みようがないのではないか。この部会ではゼロから議論することが確認されているのだから、「債権法改正の基本方針」(参考資料1)で示されている意見にとらわれ過ぎないで議論をすればよいのではないか。
- 改正の理念を明らかにする必要があるという指摘は、例えば、消費者契約法の規定の取扱いであるとか、履行障害や意思表示に関する問題でどのような基本姿勢をとるのかといった個別の検討に際して、理念的な一貫性に注意を払いながら検討する必要があるという指摘でもあるのではないか。
- ◇ 民法の理念としては、例えば、取引の安全、公正性、契約の自由といったものが考えられるが、これらの言葉の具体的な意味については、人によって考えが異なるため、改正の理念について抽象的に合意することは難しく、個々の条文の検討の中で議論をしていくほかないのではないか。
- ◇ 基本理念についての議論は必要であり、具体的な事項の議論を経た上で、一定の段階で考え方のすり合わせを行ったり、最後に取りまとめをしたりすることは、あってもよいと思われるが、最初に議論しようとしても共通のイメージを形成することが難しいのではないか。
- ◇ 宗教的・社会的背景などの違いを持った多様な人々から成る欧米社会で形成された、当事者間の合意を重視する契約観は、あうんの呼吸で、恥の文化もある中で合意が行われる日本の社会における契約観とは、異なったものである。欧米的な発想で、当事者の合意をより尊重するという方向で、日本の民法改正が進められるとすれば、それは危険なのではないか。
- ◇ 合意の尊重とは、必ずしも契約書の文言の重視を意味するわけではないから、法的に尊重されるべき「合意」とは何かを検討していくことが重要なのではないか。また、合意の尊重には、真の合意とは評価できないものは契約書に書いてあっても効力を否定するという含意もあり得るのではないか。
- ◇ 合意の尊重とは必ずしも形式的な契約書の文言の重視を意味するわけでは

ないということが、規定上も分かりやすく伝わるような民法としていく必要があるのではないか。

- ◇ 合意の尊重といっても、実務的には、当事者は何も考えていなかったというケースが珍しくないので、そのような場面で解決の指針となる民法の理念が必要なのではないか。また、合理的な説明が困難な言動や判断をする当事者も多いということを十分に意識して、議論を進めていく必要があるのではないか。
- ◇ 形式的な合意の拘束力を否定しようとするときに、その理由を支える思想や理念にはさまざまなものがあることから、その理念のレベルでも、決着は付けられないとしても議論をしていく必要はあるのではないか。しかし、その議論は、具体的な問題に即して深めていくべきではないか。
- ◇ 日本人や日本社会の特殊性を強調することは、無意識のうちに一定の立場に 立っているのであり、それを相対化することが重要である。契約観についても、 複数の理念があることを前提とした上で、バランスよく条文に書き表すことを 目指す必要があるのではないか。
- ◇ 現代社会において民法は、多様な価値観や契約意識を持った人々の法律関係 を規律しているのだから、一つの理念に基づきルールを作ると、日本社会のご く一部にしか妥当しないルールになってしまうおそれがある。例えば、契約自 由と契約正義との関係では、その両方に配慮して、うまく配分することが求め られているのではないか。
- ◇ 信頼と誠意に基づき細かいことは定めないという契約モデルと、徹底的に細かくリスク分配を行うという契約モデルがあるとした場合に、その双方に普遍的に当てはまる民法上のルールとは、どのようなものが想定され得るのか。
- ◇ 現在でも、契約に定めが無い事項について紛争が生じ、話し合いで解決ができない場合には、まず当事者間における合意を探り、それでも合意が認定できないときは第三者が決めるという解決方法を取っているのではないか。
- ◇ 一定の義務に関する条項が契約書に書かれていない場合でも、その義務についての合意の有無は、両当事者の属性や関係によって異なり得るのであり、現在の民法は義務の解釈を通して、企業間取引にも市民間の取引にも対応できている。新たに条文を作ったからといって、それに対応できなくなるとは考えられないのではないか。
- ◇ 当事者の合意重視として語られていることの中には、契約の合理的な解釈 や合意の認定に関するものも含まれており、それらは必ずしも条文化にはな じまず、今後も個別事案に応じて処理されることになるのではないか。

2 民法(債権関係)改正の留意点について

(一般的な留意点)

○ 50年先の民法として、又は50年先の社会にとって、どのような民法典が

必要であるかということを意識して、検討することが必要ではないか。

- 現在の具体的課題の解決ではなく将来の社会の在り方を方向付けていく改正になると考えられることから、将来の社会をどのような方向に変えていくかという点について、十分に議論する必要があるのではないか。
- 改正に当たっては、資本主義経済の発展やイノベーションを阻害しないよう にするという観点が必要ではないか。
- 判例法理の明文化や条文表現の整理といった観点からの改正と政策的な観点からの改正を明確に区別して議論をする必要があり、後者の政策的な改正については、その必要性と社会に与える影響を十分に検討し、慎重に議論を進める必要があるのではないか。
- ◇ 市場のグローバル化の進展に伴う社会・経済の変化に適切に対応するための 民法の現代化の必要性を否定はしないが、リーマンショック以降の社会環境の 急激な変化の中で、いわゆる新自由主義的な考え方の限界が見えてきたところ であり、その限界を踏まえて検討を進める必要があるのではないか。
- 現行法との連続性、法的安定性に常に配慮して、検討を進めていく必要があるのではないか。
- 現行の民法典が社会の中で定着していることを踏まえ、特段見直しの必要が 無い部分については、たとえ学説としては正しくても根本的なルールの変更を しないようにすべきではないか。
- 政策的な論点を議論する場合には、どこがその政策決定を行うのにふさわしい場であるかに配慮しながら議論をすることが必要ではないか。
- ◇ 新自由主義や日本人の契約観についての一定の考え方は、個人の理念としては全く問題ないが、それによってこの部会の指導理念を決めるということになると、多様な意見に基づいてよい改正案を作るという部会の本来の趣旨に反するおそれがある。特定の条文案については、新自由主義的な考え方の人も、そうでない考え方の人も合意できる可能性があるのだから、その根拠となる思想まで統一する必要性は必ずしもないのではないか。

(国際的な取引ルールとの関係)

- 国際取引が盛んになっている現代において、日本だけがほかの国と違うルールを採用していることは、取引の障害になるから、諸外国の取引ルールとの整合性という点も軽視してはならないのではないか。
- 経済のグローバル化が一層進む中で、日本経済全体を俯瞰して、内外の経済 取引に障害にならないようにするという視点で検討することが必要ではない か
- 国際的な取引ルールについては、現代の社会の中で、どのような民事実体ルールが望ましいのかという観点から議論されている部分も多く、国内における取引・契約の在り方を検討する上でも、参考にするべきものが含まれている。 国際的な取引ルールだからという理由で検討の対象にしないとすると、日本の

民法の今後のあるべき枠組みを検討する上で、重要な視点が欠落することになってしまうおそれがあるのではないか。

- 国際的な取引ルールとの調和という視点も必要であるが、民法は国内の様々な地域で行われる個人間の売買や役務提供契約にも広く適用される一般ルールであるため、様々な適用場面を想定しながら検討する必要があるのではないか。
- 国際的な取引ルールとの共通化は、結果的にそうなるのはよいが、当初から それを目的とすべきではないのではないか。

(審議の進め方)

- 検討対象とする各論点を、判例法理を明文化するための改正、政策的に実務を変更するための改正、実務を変えるものではないが文言を整理するための改正といったグループに分類して議論すると、分かりやすいのではないか。
- 債権関係の規定といっても、性質の異なる様々なテーマが含まれているので、一括して全体の答申をすることに拘泥せず、別の機会に検討すべきテーマは切り離し、先行して検討するテーマと後回しにするテーマを仕分けながら、審議を進めていくべきではないか。
- 真に国民の国民による民法改正にするために、国民の意見を広く募る機会を 持つべきではないか。
- 改正の理念に関する問題や、文言の整理等の法技術的な問題も含めて、議論の全体像を国民に広く示し、国民の意見を問う必要があるのではないか。パブリックコメントの手続に付す機会については、一回ではなく、複数回設けるべきではないか。